

# 日本・通訳案内士（ガイド）試験詳細

## 【試験日程】

### 平成19年度試験日程（参考）

試験願書配布	5月21日（月）～6月22日（金）
受付	5月21日（月）～6月22日（金）（必着）
筆記（第1次）試験	9月2日（日） 午前：筆記試験（外国語についての筆記試験）（記述式） 午後：筆記試験（日本語による筆記試験）（マークシート方式）
筆記（第1次）試験合格発表	11月16日（金）
口述（第2次）試験	12月2日（日）[英語] 12月9日（日）[英語以外の外国語]
最終合格発表	平成20年1月31日（木）

## 【試験科目、試験場所、試験免除】

### 1. 試験科目

#### ◎筆記（第1次）試験

**筆記試験Ⅰ**：外国語についての筆記試験（記述式）

英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語、イタリア語、ポルトガル語、ロシア語、

韓国語及びタイ語のうち、受験者の選択する1ヶ国語

(ただし、ソウル市では韓国語のみ、北京市、香港及び台北市では中国語のみ実施)

**筆記試験Ⅱ**：日本語による筆記試験 (マークシート方式)

(ア) 日本地理、(イ) 日本歴史、(ウ) 産業、経済、政治及び文化に関する一般常識

### ◎口述(第2次)試験

通訳案内の実務(筆記試験Ⅰで選択した外国語による実践的コミュニケーション能力・

人物考査を含む。)

## 2.試験場所

### ◎筆記(第1次)試験

(国内) 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市、

(海外) 韓国のソウル市、中国の北京市・香港特別行政区「簡体字」、台湾の台北市「繁体字」

## ◎口述（第2次）試験

英語、中国語については、東京都、京都府及び福岡市

英語、中国語以外の外国語については、東京都

英語、中国語受験者で筆記試験を東京都、京都府及び福岡市で受験した者は当該受験場所と同一の場所で口述試験を受験しなければならない。

## 3.試験免除

( 願書提出時に申請し、該当することを証する書面の添付が必要となります。 )

1. 前年度の筆記（第1次）試験に合格し、口述（第2次）に不合格であった方及び欠席者は、今年度の筆記（第1次）試験が免除されます。
2. 過去の通訳案内業試験合格者が、さらに他の外国語による通訳案内士試験を受けるときは、外国語以外の科目の筆記試験が免除されます。
3. 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の1級の合格者は、外国語（英語）の筆記試験が免除されます。
4. 総合又は国内旅行業務取扱管理者試験の合格者（※）は、筆記試験のうちの（ア）日本地理が免除されます。
5. 歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定の日本史1級又は日本史2級の合格者は、筆記試験のうちの（イ）日本歴史が免除されます。

6. 前年度筆記(第1次)試験の外国語、又は(ア)日本地理、又は(イ)日本歴史、又は(ウ)一般常識について合格点を得た方は、今年度通訳案内士試験の当該科目(外国語は同一言語のみ)の筆記試験が免除されます。

※合格した科目は原則として一年のみの免除資格があります。

## 【受験者及び合格者数、合格基準】

### 平成18年度受験者数及び合格者数

	受験者(人)	第1次合格者(人)	最終合格者(人)	合格率(%)
英語	4,684	1,078	787	16.8
フランス語	223	34	28	12.6
スペイン語	140	30	23	16.4
ドイツ語	95	22	16	16.8
<b>中国語</b>	<b>2,229</b>	<b>190</b>	<b>182</b>	<b>8.2</b>
イタリア語	54	12	8	14.8
ポルトガル語	45	6	6	13.3
ロシア語	68	10	6	8.8
韓国語	1,115	74	77	6.9
タイ語	42	4	4	9.5

受験者(人) 第1次合格者(人) 最終合格者(人) 合格率(%)

計	8,695	1,460	1,137	13.1
---	-------	-------	-------	------

## 合否判定のための基準 (平成19年度試験)

1. 外国語についての筆記試験は、各語学ごとに、70点を合格基準点とする。
2. 日本地理、日本歴史、一般常識は、各科目60点を合格基準点とする。

※この基準は、受験される皆様の合格のための目安としていただくものです。

実際の平均点によって合格基準点は調整されます。

※平成18年度より各科目ごとに合格・不合格を決める方式になりました。

全

ての科目を合格した場合に筆記(第1次)試験合格となります。

個別のお問い合わせは堅くお断りいたします。

## 【試験要領・願書入手方法】

### ◎電子申請

受験願書の電子申請受付を開始いたします。

できる限り、この方法により申請いただきますようお願いいたします。

※クレジットカードで受験費を払います。ですから、クレジットカードを持たない方が

願書で申し込んでください。

## ◎郵便で願書を請求する場合

平成 19 年 4 月以降に、A4 判が入る返信用封筒 ( 縦 33.2cm×横 24cm<角型 2 号> ) に 140 円分の切手を貼付し、ご自分のお名前・ご住所を明記の上、国際観光振興機構通訳案内士試験係宛てにご送付ください。 [配布時期になりましたら、必要書類を入れてご返送いたします。](#)

※郵便請求は、国際観光振興機構のみとなります。

★住所は、問い合わせ先をご参照ください。

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 10 階

国際観光振興機構 国内サービス部 通訳案内士試験係

TEL : 03-3216-1903

もっと詳しい試験施行要領の内容が下のネットアドレスにアクセスして下さい。

[通訳案内士試験施行要領](#) (平成 19 年度分) (PDF, 480 KB)

<http://www.jnto.go.jp/jpn/downloads/guidance.pdf>

## 【通訳案内士試験ガイドライン】

国土交通省は、通訳案内士法に基づく試験制度の改善を図るため、「通訳案内業にかか る訪日外国人接遇向上調査検討委員会」を立ち上げ、平成 18 年度以降に実施される通訳案内士試験の試験方法、合否判定、試験免除の条件等の在り方について 関係者による議論を行い「通訳案内士試験ガイドライン」を策定いたしました。

- [通訳案内士試験ガイドラインの全文](#) ( PDF, 124 KB )

## 【地域限定通訳案内士試験との併願について】

地域限定通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けた者は当該都道府県の区域において、報酬を得て、通訳案内を業として行うことができます(外客来訪促進法第 23 条、第 24 条及び第 26 条)。平成 19 年度は以下の県が地域限定通訳案内士試験を実施します。

○岩手県      ○静岡県      ○長崎県      ○沖縄県

通訳案内士試験の外国語科目は地域限定通訳案内士試験と共有できます。通訳案内士試験と地域限定通訳案内士試験の併願を申請する方は願書にその旨を記入して申請してください。

### ◎注意事項

1. 併願が可能なのは外国語科目のみです。地理、歴史、産業、経済、政治及び文化に関する一般常識の 3 科目については、各県ごとに別の問題となります。

2. 各県が実施する外国語科目試験の言語は英語、中国語、韓国語の3言語のみであり、それ以外の言語は実施されない予定です。

3. 通訳案内士試験との併願を申請した場合でも、当該県への受験申請が別途必要です。

4. 地域限定通訳案内士試験は複数県の同時受験が可能です。通訳案内士試験との併願にあたっては、複数県を同時受験する場合は書面による申請としてください。電子申請ではひとつの県の受験のみ受け付けます。

その他の地域限定通訳案内士試験に関する詳細は各実施県にお問い合わせください。

岩手県 岩手県商工労働観光部地域産業課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1

電話 019-629-5538

静岡県 静岡県生活・文化部観光コンベンション室

〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 14-1

電話 054-654-3040

長崎県 長崎県観光振興推進本部

〒850-0035 長崎県長崎市元船町 14-10 橋本商会ビル 8階

電話 095-895-2641

沖縄県 沖縄県観光商工部観光企画課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話 098-866-2763